

東京純心大学における障害学生支援に関する基本方針

東京純心大学（以下、「本学」という。）は、障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号)、及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(内閣府)の基本理念に則り、障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限等の差別を受けることなく合理的配慮を提供することによって、障害のある学生が修学を継続できることを目指し、以下の基本方針を定める。

（目的）

第 1 条 本方針は、「障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）」及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）」に基づき、障害のある学生への支援を目的としてこの基本方針を定める。

（方針）

第 2 条 本学は、障害を理由とする差別の解消に取り組むとともに、すべての学生が、障害の有無によって差別されることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、ともに学びあう大学を目指し、障害学生支援を行う。

（定義）

第 3 条 本方針における用語の定義は次の各号のとおりとする。

- (1)障害 身体障害、発達障害、精神障害又はその他の心身の機能の障害を含み、当該障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態
- (2)社会的障壁 日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの
- (3)合理的配慮 「障害者の権利に関する条約」第 2 条「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」を意味する
- (4)建設的対話 「建設的対話」とは、障害のある学生本人の意思を尊重しながら、本人と大学等がお互いの現状を共有・認識し、双方でより適切な合理的配慮の内容を決定するための話し合いのこと

（支援対象となる学生と支援範囲）

第 4 条 支援対象となる学生および支援範囲は次の各号のとおりとする。

(1) 支援対象

支援対象の学生は、障害者基本法（第 2 条第 1 号）に定める障害者（「身体障害、知的障

害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」）で、学生自身が支援を受けることを希望し、その必要性が認められた者とする。

(2) 支援範囲

本学の入学を希望する障害のある受験生には、入学試験に関する事項において、個別ニーズに基づいて支援範囲を入試委員会で検討する。在学生には、授業、試験、課外活動、キャリア形成、大学行事への参加などを中心に、障害学生の個別ニーズに基づいて支援範囲を関連委員会(学務委員会、学生生活委員会、実習検討委員会等)で検討する。

(合理的配慮の提供とモニタリング)

第5条 本学は、障害のある学生、その保証人及びその他関係者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合は、その実施に伴う負担が過重でない範囲において、修学上又は受験上の必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）を提供するよう努める。

2 合理的配慮の提供においては、支援における権利の主体は障害のある学生本人であることに鑑み、障害特性および個別ニーズの根拠を示す情報や資料をもとに、本人とともに建設的対話に基づき調整を行う。

3 障害のある学生に対して、合理的配慮の提供の有無にかかわらず、学生本人の意思と支援実施状況を継続的に確認、見直しを行う。

(相談窓口)

第6条 障害のある学生、その保証人及びその他関係者からの相談に的確に応じるため、以下の部署を窓口として、障害のある学生一人ひとりの意向を正確に把握するよう努める。

- (1) 入学志願者の窓口は、入試広報課
- (2) 在学生、研究生、科目等履修生の窓口は、学務学生課
- (3) 実習施設との調整窓口は、看護学科・別科助産専攻それぞれの実習検討委員会である

(障害学生の意思表示を促す支援体制)

第7条 障害のある学生自身が適切に意思表示できるようにかつ、障害のある学生の支援を行う関連部署の者(以下、「支援担当者」という。)が、緊密に連携・協力する。

- (1) 障害のある学生自身が自己理解を深め、セルフアドボカシー(自己権利擁護)の力を身につけられるプログラムや機会を提供する。
- (2) 支援担当者は、障害のある学生本人の意思を尊重し、本人と大学の現状を共有・認識し、双方でより適切な合理的配慮の内容を決定できるよう、建設的な対話に努める。

(情報公開)

第8条 本学は、障害のある学生及び入学志願者に対して、基本方針や支援体制等の情報を公開する。

(研修・啓発)

第 9 条 本学は、障害を理由とする差別の解消に関して推進を図るため、全教職員に対し、必要な研修及び啓発を行うものとする。

(改廃)

第 10 条 本方針の改廃は、大学運営協議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この基本方針は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。